

## 離職者等への住宅提供

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇や雇い止めなどにより、住宅の退去を余儀なくされる方を対象に、当座の住居を確保できるよう、府営住宅を一時的に提供

- ・ 提供戸数 100戸程度（300戸まで順次拡大予定）
- ・ 入居期間 6か月以内（最長で1年まで延長可）
- ・ 使用料 4,000円／月（保証金・共益費免除）

※ 相談件数・提供戸数  
 相談件数 318件 提供戸数 33戸（現在入居中 27戸）

## 入居者の家賃減免・収入更正

## ■家賃の減免

解雇・倒産・休業・退職等により、収入が著しく減少し、府の定める基準以下となった世帯を対象に基本家賃の2分の1を下限として家賃を減額（認定月収が104,000円以下の世帯が対象）

## ■収入の更正

解雇・倒産・休業・退職等により、収入が著しく減少した世帯について、認定月収を再計算し、その結果、収入分位が下がる場合に家賃を減額（認定月収が104,000円を超える世帯が対象）

	相談件数	申請件数
家賃減免	1,630	334
収入更正	1,228	433